

外国人の中国・社会保険への加入 について

中国では、2011年7月に社会保険法が施行されて以降、中国で働く外国人についても社会保険への加入が義務付けられています。これに対して、上海市ではこれまで外国人の社会保険への加入については、必ずしも明確な方向性が示されておらず、多くの外国人が社会保険に未加入の状態となっています。今回は、中国における外国人の社会保険への加入について概説します。

1. 中国の社会保険と外国人の加入義務

中国の社会保険については、2011年7月に施行された社会保険法により規定されています。日本の年金制度や健康保険制度のようなすべての国民が加入することを前提とした制度と異なり、中国の社会保険は、会社等の事業単位（以下、「事業単位」とします。）で働く労働者が参加することを前提とした制度となっています。

事業単位で働く外国人の社会保険への加入については、社会保険法の施行前は、法律上特段の規定は存在していませんでしたが、2011年7月以降は社会保険法及び関連法令により事業単位で働く外国人の社会保険への加入が義務付けられています。具体的には、工作許可証もしくは永住居留許可を取得して中国国内で働く外国人が加入義務の対象となります。

なお、外国人が加入を義務付けられる保険は、社会保険法が規定するいわゆる五険（養老保険、医療保険、失業保険、労災保険、生育保険）であり、住宅積立金はこれに含まれません。

■ 保険の種類と料率

種類	養老保険	医療保険	失業保険	労災保険	生育保険	住宅積立金
根拠法令	社会保険法					住宅積立金 管理条例
保険料率 ※	24%	11.5%	1%	0.16~1.52%	1%	10~14%
(会社負担)	(16%)	(9.5%)	(0.5%)	(0.16~ 1.52%)	(1%)	(5~7%)
(個人負担)	(8%)	(2%)	(0.5%)	×	×	(5~7%)
※ 表中の保険料率は上海市の場合となります。保険料率は地域によって若干の差異があります。						

2. 日中社会保障協定との関係

2019年9月1日に日中社会保障協定が発効しています。日中社会保障協定（以下、「本協定」とします。）では、日本及び中国の両国間における社会保険負担の重複を避けることを目的として締結された条約ですが、対象となる保険は養老保険（日本側では年金）のみとなります。本協定では、日本から中国への赴任の場合、中国から日本への赴任の場合、の双方が適用対象となりますが、混乱を避けるため、ここでは日本から中国への赴任の場合を前提として説明します。

日本本社において雇用され、厚生年金に加入する者が中国の駐在員事務所や現地法人に赴任する場合、上記 1. で述べた通り中国において養老保険への加入が義務付けられますが、本協定の適用を受け、赴任から 5 年以内（延長可）において中国の養老保険への加入を免除されます。なお、中国での養老保険への加入免除の申請のためには、日本で厚生年金に加入していることを証明する文書（＝「適用証明」）の準備が必要となります。

3. 外国人の社会保険加入に関する上海市の状況

1. で説明の通り 2011 年 7 月の社会保険法の施行により中国で働く外国人は中国の社会保険への加入が義務付けられています。一方、上海市では、社会保険法の施行後も外国人の社会保険への加入に消極的であるものと考えられてきました。上海市における外国人の社会保険への加入に関しては、社会保険法の施行前である 2009 年 10 月に発表された上海市人力資源社会保障局からの通知（以下、「当該通知」とします。）に、外国人も社会保険に「加入することができる」と規定されるものがありましたが、社会保険法の施行後にこの通知が廃止されることがなく、有効期限が 2021 年 8 月 15 日まで延長されていたことや、同局のホットラインに問い合わせても同様に「加入することができる」との回答が行われていたことも、このような上海市の消極的な態度の裏付けと理解されてきました。

しかしながら、「当該通知」は 2021 年 8 月 15 日をもって失効しました。また、本報告書作成日現在（2021 年 8 月 24 日）において同局のホットラインに問い合わせを行ったところ、上海で働く外国人は社会保険法の規定に基づき加入すべきである、との回答がえられています。これらの点からは、8 月 15 日を過ぎて外国人の社会保険への加入に関する上海市の態度が、これまでのような消極的な態度ではなくなったものと理解することができます。そのため、現在、日本本社からの赴任者を抱える駐在員事務所、現地法人では、2. に対応する「適用証明」を手配するなど、社会保険加入を想定した準備が必要となるものと考えられます。

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>